

釜石大槌地区行政事務組合
議 会 定 例 会 会 議 録

平成 31 年 2 月 18 日

釜石大槌地区行政事務組合

平成 31 年 2 月 釜石大槌地区行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

平成 31 年 2 月 18 日（月） 定例会
午後 4 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者の報告
- 第 5 議案第 1 号 釜石大槌地区行政事務組合事務局設置条例
- 第 6 議案第 2 号 釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 3 号 釜石大槌地区行政事務組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4 号 釜石大槌地区行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 5 号 釜石大槌地区行政事務組合議会定例会に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 6 号 釜石大槌地区行政事務組合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 7 号 釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 8 号 釜石大槌地区行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 9 号 釜石大槌地区行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 10 号 釜石大槌地区行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 11 号 釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 12 号 平成 30 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 2 号）
- 第 17 議案第 13 号 平成 31 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算

第 18 議案第 14 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手
 県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについ
 て

出席議員 (12名)

1 番	佐々木	慶	一	君
2 番	佐々木		聡	君
3 番	澤山	美恵子		君
4 番	千葉		榮	君
5 番	阿部	三平		君
6 番	後藤	文雄		君
7 番	芳賀		潤	君
8 番	遠藤	幸徳		君
9 番	東梅	康悦		君
10 番	菊池	秀明		君
11 番	及川		伸	君
12 番	古川	愛明		君

説明のため出席した者

管	理	者	野	田	武	則	君
副	管	理	平	野	公	三	君
監	査	委	小	林	俊	輔	君
参		与	山	崎	秀	樹	君
参		与	澤	舘	和	彦	君

事務局長兼総務課長	村	井	大	司	君
消防本部消防長	菊	地	秀	明	君
消防本部消防次長	金	野	裕	之	君
消防本部消防課長	柏	舘	正	之	君
釜石消防署長	番	田	健	児	君
大槌消防署長	深	野	智	欣	君
会計管理者	佐々木		春	美	君
監査委員事務局長	小笠原		勝	弘	君

事務局職員出席者

総務課付係長	境	井	繁	樹
総務課主査	八	幡	聖	子
消防本部総務課消防副士長	和	田	泰	介

午後 4 時会議を開く

○議長（古川 愛明君） 本日の出席議員は 11 名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届出はありません。

ただいまから、平成 31 年 2 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（古川 愛明君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において 7 番芳賀潤さん及び 8 番遠藤幸徳さんを指名いたします。

○議長（古川 愛明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（古川 愛明君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 14 号までの 14 件が送付されておりますので、御報告いたします。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（古川 愛明君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇を願います。

〔管理者野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 平成 31 年 2 月、釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開会にあたり、主要な施策の取組について御報告を申し上げます。

初めに、組織の見直しについてであります。

現在の当組合の組織は、管理者の直近下位の内部組織として、事務局を置き、さらに事務局の内部組織として、業務部と消防本部を置いております。

このうち消防本部につきましては、消防組織法に設置の根拠があり、消防本部の長は消防長であります。

この消防長は管理者が任命し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任命することとされております。このことから、消防本部は管理者の直近下位の内部組織でありますので、管理者と消防本部の間に事務局を置くべきではないと考えられます。

また、業務部に部長を置くことにはなっていますが、業務部長の専決事項がないことから、業務部長は不要と思われれます。

以上のことにより、この 4 月 1 日から、管理者の直近下位の内部組織として事務局と消防本部を同列として置き、その一方で業務部及び業務部長を廃止いたします。

あわせて、事務局総務課の職員定数 30 人を、現状の職員数である 4 人に変更いたします。

次に、し尿処理業務についてであります。平成 30 年の搬入量は、釜石市が平成 29 年より 5.3%少ない 1 万 5,245 キロリットルでありましたが、大槌町が 10.1%多い 1 万 2,740 キロリットルの、合わせて 2 万 7,985 キロリットルとなり、全体では 1.2%、321 キロリットル増加いたし

ました。

平成 29 年は前年と比較して減少しましたが、30 年は逆に増加しております。この要因として、大槌町において応急仮設住宅の解体が進み、その団地内に設置されていた浄化槽の解体により発生した汚泥の処理量が増加したことによるものと考えられます。

平成 31 年は、釜石市でも応急仮設住宅の解体が進むことから、搬入量の推移を注視し、適正な処理に努めてまいりたいと存じます。

また、汚泥再生処理センターの包括的運転管理委託は、平成 31 年度から 3 年間の期間で引き続き実施するとともに、将来的な施設の長寿命化に向けて具体的に検討を進めてまいります。

次に、消防業務について御報告をいたします。

平成 30 年の火災につきましては、釜石市で 13 件、大槌町で 1 件の、合わせて 14 件発生しており、平成 29 年と比較して 1 件減少し、損害額は 2,258 万 8 千円となっております。

火災の種別といたしましては、建物 9 件、車両 1 件、その他 4 件で、出火原因は、たばこ、ストーブ、コンロがそれぞれ 2 件のほか、放火の疑い、その他などとなっております。

また、救急業務については、出動件数が 2,334 件で、平成 29 年より 48 件減少しており、その内訳は、釜石消防署が 1,494 件、大槌消防署が 840 件で、いずれも前年より、わずかに減少しております。

一方、消防全体の出動状況については 3,266 件、出動延べ人員が 1 万 666 人で、平成 29 年より 38 件、550 人減少しておりますが、引き続き円滑な出動態勢を維持し、適切な業務運営並びに災害対応に努めてまいりたいと存じます。

今年は、ラグビーワールドカップ 2019TMが釜石鶴住居復興スタジアムにおいて開催されます。

消防といたしましては、消防力の連系強化を構築するために、岩手県内 12 消防本部での消防警備に係る応援協定を平成 30 年度内に締結し、31 年度には、岩手県国民保護共同実動訓練を実施するなど、国際的大規模イベントでの警備体制の充実を図ってまいります。

さらに、テロ対策への特殊機材を配備するとともに、消防大学校における職員研修など、各種災害やテロ対応能力の向上を図ってまいります。

また、外国人観光客からの 119 番通報などの言葉による不安を少しでも解消するために、平成 30 年度に新たに導入した三者間通話システムや、翻訳アプリの救急ボイストラを活用し、外国人の方々に対する救急活動や各種災害に備えてまいります。

3 月 9 日には、東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通、三陸沿岸道路の市内区間がほぼ開通となり、道路状況が大きく変化をいたします。

当消防本部におきましても、救急活動における病院への搬送時間が短縮され、また、近年大規模化している大雨などの自然災害における動線の確保が容易となり、災害での対応力強化が見込まれるものであります。

しかし、高速道路の整備による、交通量の増加に伴う交通事故や大規模災害に対応するためには、災害に応じた資機材の配備や更新、関係機関との連携強化が必要であります。

平成 31 年度は、釜石消防署の高規格救急車と大槌消防署の資機材運搬車が老朽化していることから更新配備し、更なる救命率の向上及び災害対応能力の強化を図ってまいります。

このほか、女性の活躍推進が求められている現代、消防業務におきましても、女性職員を配置することで、住民サービスの向上と組織の強化が図られるといわれております。

今年度の職員採用試験におきまして 4 人の新採用職員が内定しておりますが、そのうち一人が女性で、平成 31 年度は当消防本部として、初の女性消防職員が誕生する予定となっております。

女性消防職員の誕生により、子どもや高齢者、要支援者など、様々な住民への対応力や柔軟性が向上し、多様な視点が備わり、組織の活性化が図られます。

今後も、女性消防職員の採用については、引き続き積極的な取組を進めてまいります。

復興の完遂を目指す中、住民の皆様方が安心して日々の暮らしを送ることができるよう、今後も消防機関としての役割を果たしてまいります。

議員各位、市民並びに町民の皆様におかれましては、引き続きの御指導と御協力を賜りたいと存じます。

本日の定例会には、平成 31 年度予算や条例の改正など 14 件の議案を提案させていただいております。よろしく御審議のうえ御賛同賜りますようお願い申し上げます、管理者報告といたします。

○議長（古川 愛明君） 以上で管理者の報告を終わります。

○議長（古川 愛明君） 日程第 5、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合事務局設置条例から、日程第 18、議案第 14 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてまでの 14 件を一括議題といたします。

ただいま一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議がありませんので、ただいま議題に供されました各議案について、順次当局の説明を求めます。

○議長（古川 愛明君） 事務局長。

〔事務局長村井大司君登壇〕

○事務局長（村井 大司君） ただいま議題に供されました、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合事務局設置条例から、議案第 14 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてまでの、議案 14 件について、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合事務局設置条例について御説明申し上げます。議案書の 1 ページを御覧願います。

この条例は、先ほど管理者報告でもありましたように、平成 31 年 4 月 1 日から行う組織の見直しに伴いまして、これまでの釜石大槌地区行政事務組合事務局の設置及び組織に関する条例を全部改正しようとするもので、その施行期日を平成 31 年 4 月 1 日としようとするものであります。

次に、議案第 2 号釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 2 ページを御覧願います。

この条例は、事務局職員の定数を現状の 4 人にしようとするもののほか、所要の改正を行おうとするもので、その施行期日を平成 31 年 4 月 1 日としようとするものであります。

次に、議案第 3 号釜石大槌地区行政事務組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 3 ページを御覧願います。

この条例も、組織の見直しに伴い所要の改正を行おうとするもので、その施行期日を平成 31 年 4 月 1 日としようとするものであります。

次に、議案第 4 号釜石大槌地区行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 4 ページを御覧願います。

この条例も、組織の見直しに伴い所要の改正を行おうとするもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号に関する規定を追加しようとするもので、その施行期日を平成 31 年 4 月 1 日としようとするものであります。

次に、議案第 5 号釜石大槌地区行政事務組合議会定例会に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 8 ページを御覧願います。

この条例は、条文中で使用している字句の改正を行おうとするもので、その施行期日を公布の日としようとするものであります。

次に、議案第 6 号釜石大槌地区行政事務組合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 9 ページを御覧願います。

この条例は、条文中で引用している法律の記載内容を改めようとするもののほか、所要の改正を行おうとするもので、その施行期日を公布の日としようとするものであります。

次に、議案第 7 号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 10 ページを御覧願います。

この条例は、条文中で引用している条例名を改めようとするもので、その施行期日を公布の日としようとするものであります。

次に、議案第 8 号釜石大槌地区行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 11 ページを御覧願います。

この条例も、条文中で引用している条例名を改めようとするもので、その施行期日を公布の日としようとするものであります。

次に、議案第 9 号釜石大槌地区行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 12 ページを御覧願います。

この条例は、条文中で引用している法律の規定を改めようとするもので、その施行期日を公布の日としようとするものであります。

次に、議案第 10 号釜石大槌地区行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 13 ページを御覧願います。

この条例は、条文中で使用している字句の改正を行おうとするもので、その施行期日を公布の日としようとするものであります。

次に、議案第 11 号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 14 ページを御覧願います。

この条例は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、必要な規定を定めて改正しようとするもので、その施行期日を、周知期間を設ける意味もございまして、平成 32 年 4 月 1 日としようとするものであります。

以上、議案第 1 号から議案第 11 号までの条例 11 件につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるとでございます。

次に、別冊となっております、補正予算書の 1 ページを御覧願います。

議案第 12 号平成 30 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第 2 号)は、債務負担行為を補正したものでございます。

2 ページを御覧願います。

第 1 表 債務負担行為補正には、釜石・大槌汚泥再生処理センターの平成 33 年度までの包括的運転管理業務委託料及び消防本部の平成 31 年度の寝具賃借料の追加 2 件を計上しようとするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております、予算に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

次に、議案第 13 号平成 31 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算について御説明申し上げます。

別冊となっております、平成 31 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算書の 1 ページを御覧願います。

本予算案は、予算の総額を、歳入歳出とも 15 億 7,155 万 6 千円と定めようとするもので、平成 30 年度当初予算と比較いたしまして 11.8%、1 億 6,584 万 6 千円の増額となっており、歳入歳出予算の主な内容は、2 ページから 3 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりでございます。

次に、予算の事項別明細について、御説明いたします。

まず、歳入ですが、平成 31 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算に関する説明書の 3 ページから 5 ページまでを順次御覧願います。

3 ページ、第 1 款分担金及び負担金は、前年度と比較して 6.2%、8,627 万 5 千円増の 14 億 7,523 万 9 千円で、予算の 93.9%とそのほとんどを占め、釜石市から 10 億 572 万 7 千円、大槌町からは 4 億 6,951 万 2 千円を分担していただくものであります。

そのほかの収入の主なものといたしましては、第 2 款使用料及び手数料は、し尿投入手数料と危険物施設検査事務手数料で、前年度より 1.6%、10 万円増の 635 万 6 千円。

第 3 款国庫支出金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金とラグビーワールドカップ 2019TM消防救急体制整備費補助金で、合わせて 3,836 万 9 千円。

第 7 款繰入金は、財政調整基金繰入金として 4 千万円。

第 8 款繰越金は、前年度より 33.3%、50 万円増の 200 万円。

第 9 款諸収入は、預金利子のほか、岩手県消防学校への派遣職員に係る人件費負担金などの雑入で、前年度より 6.7%、60 万 1 千円増の、957 万 8 千円となっております。

次に、歳出について御説明いたします。6 ページから 16 ページまでを、順次御覧願います。

第 1 款議会費は、前年度より 44 万円減の 17 万 1 千円。

第 2 款総務費は、前年度と比較いたしまして 1.4%、60 万 8 千円増の 4,432 万 5 千円で、職員給与費等の増額などによるものであります。

第 4 款衛生費は、前年度と比較して 37.2%、6,244 万円増の 2 億 3,007 万 1 千円で、汚泥再生処理センター包括的運転管理委託料の増額などによるものであります。

第 5 款消防費は、前年度と比較して 10.3%、1 億 367 万 1 千円増の 11 億 1,329 万 1 千円で、新規の事項といたしましては、資機材運搬車購入事業及び高規格救急自動車購入事業であります。

増額の事項といたしましては、ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催などを見据えたテロ対策資機材購入費の増などでありま。

第 6 款公債費は、前年度と比較して 0.2%、43 万 3 千円減の 1 億 8,269 万 8 千円。

第 8 款予備費は、前年度と同額の 100 万円となっております。

以上、議案第 12 号及び議案第 13 号の予算 2 件につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定によりまして、議会の議決を求めるとでございます。

議案書にお戻りいただきまして、15 ページを御覧願います。

議案第 14 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

この議案は、平成 31 年 3 月 31 日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定によりまして、議会の議決を求めるとでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 愛明君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（古川 愛明君） 日程第 5、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合事務局設置条例を議題といたします。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第6、議案第2号釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第7、議案第3号釜石大槌地区行政事務組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第8、議案第4号釜石大槌地区行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第4号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川 愛明君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(古川 愛明君) 日程第9、議案第5号釜石大槌地区行政事務組合議会定例会に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川 愛明君) 以上で、質疑を終わります。
これより議案第5号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川 愛明君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(古川 愛明君) 日程第10、議案第6号釜石大槌地区行政事務組合財政状況の公表に
関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川 愛明君) 以上で、質疑を終わります。
これより議案第6号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川 愛明君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(古川 愛明君) 日程第11、議案第7号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当
支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川 愛明君) 以上で、質疑を終わります。
これより議案第7号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川 愛明君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第 12、議案第 8 号釜石大槌地区行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第 8 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第 13、議案第 9 号釜石大槌地区行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第 9 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第 14、議案第 10 号釜石大槌地区行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第 10 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第 15、議案第 11 号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(古川 愛明君) 以上で、質疑を終わります。
これより議案第 11 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(古川 愛明君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長(古川 愛明君) 日程第 16、議案第 12 号平成 30 年度釜石大槌地区行政事務組合会計
補正予算(第 2 号)を議題といたします。
第 1 条債務負担行為、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(古川 愛明君) 以上で、第 1 条の質疑を終わります。
これより議案第 12 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(古川 愛明君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長(古川 愛明君) 日程第 17、議案第 13 号平成 31 年度釜石大槌地区行政事務組合会計
予算を議題といたします。
お諮りいたします。
審議の方法は、歳入は一括審議とし、歳出は款ごとに御審議願いたいと思いますが、これに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(古川 愛明君) 御異議なしと認めます。
これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(古川 愛明君) 以上をもって、歳入の審議を終わります。

- 議長(古川 愛明君) 次に、歳出の審議に入ります。
第 1 款、議会費の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(古川 愛明君) 第 1 款、議会費の質疑を終わります。

○議長（古川 愛明君） 第2款、総務費の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 第2款、総務費の質疑を終わります。

○議長（古川 愛明君） 第4款、衛生費の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 第4款、衛生費の質疑を終わります。

○議長（古川 愛明君） 第5款、消防費の質疑を許します。

○議長（古川 愛明君） 10番菊池秀明さん。

○10番（菊池 秀明君） 消防施設費について、質問いたします。7,293万7千円ということで、今回2台の車両を更新するという内容でございます。1台目の資機材運搬車は21年使用していると。高規格救急自動車については13年使用したということで、老朽化が2台とも著しいということで更新をしたいというようなことです。この車両はどのような内容なのかお聞かせ願いたいと思います。

また、資機材運搬車については21年使用したということで、これではやはり20年も超えたということは使いすぎではないかなと思うのですが、その辺についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 愛明君） 消防次長。

○消防次長（金野 裕之君） はい。どのような車両を購入予定かというような御質問かと思えますけれども、資機材搬送車につきましては、大槌消防署に配備しております車両の更新でありまして、現行の車両と同様のトラックタイプのダブルシート型で6人乗車の四輪駆動車を購入予定となっております。

それから、高規格救急自動車につきましては、現在釜石消防署配備の車両の更新を予定しております。同様に高規格救急自動車を購入予定となっております。

次に、使いすぎではないかという御指摘ですけれども、配備の車両につきましては、使用頻度、走行距離等車両の状況等を考慮して、適切に更新を行っているものと考えております。

○議長（古川 愛明君） 10番菊池秀明さん。

○10番（菊池 秀明君） 今、大槌署と釜石署の方に1台ずつということのようですけれども、高規格救急自動車については、装備については近代化されたものなのではないでしょうか、今までと違って。その辺の状況もお聞かせ願いたいと思います。それと、今、適宜に更新しているというような内容でしたけれども、更新基準というのは必要ではないかなと思うのですが、やはり適宜ではなくて、更新計画に基づいた計画を行っていくということも必要ではないかなと思うのですが、その辺についてはどうなのか。

あともう一つ、歳出は年々増加している状況の中でちょっと言いにくいのですが、消防車両も21年使ったというような、陳腐化しているのではないかなと思います。消防ということは、緊急を要するものですから、機材の陳腐化というのはあってほしくないことではないかな、と思います。そういう中で、予算がない中で、近代化に向けた新しい取組があるのかどうか、その辺の計画もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 愛明君） 消防課長。

○消防本部消防課長（柏館 正之君） 私からは、更新車両の目安についてお話しします。当消防本部としては、消防車両の更新の目安として、救急車は13年及び15万キロを目安としております。また、他の消防車両は、配備から20年を経過したものを目安として更新しております。

○議長（古川 愛明君） 消防長。

○消防長（菊地 秀明君） 私の方からは、資機材の購入計画ですけれども、当消防本部の所有している資機材の更新は、法定基準に則りまして、検査、更新をしているところでありますけれども、その他の資機材は、常に経年劣化等見ながら、常に使用しております。消防も近代化になっております。いろんな資機材も近代化されておりますけれども、その運用方法につきましては、自分のところで買ってなかなか上手くいかないということなので、消防大学校の方に研修をしまして、その使い方等々を、全国の仲間との兼ね合いを踏まえまして、その運用方法を、職員全員が、同じ方向で考えるというような形をして、研修を実施しております。

また、新規導入の資機材につきましても、今年ワールドカップが開催されます。テロや大規模災害に合わせまして、いろいろな訓練を実施しているところでありますけれども、更新資機材にも踏まえまして、火災や救急、常に同じ資機材を配備しながらやっているところであります。本当に毎日使っている物でありますので、経年劣化を充分に考えながら、点検しながら使っているところであります。

○議長（古川 愛明君） 菊池秀明さん。

○10番（菊池 秀明君） 毎日使っているものであるのですが、チェックしながら使っているの心配ないのかなと思うのですが、車両でいうと20年使っているということは、やはり使いすぎではないかなと思うんです。ドアの方のゴムとかパッキンとか傷むということで、20年はちょっと使いすぎではないかなと私は思うのですが、その辺後で検討なさっていただきたいなと思います。

それと、先ほど近代化と言いましたけれども、消防機器というのは毎年色々新しいものが出てきているのではないかなと思います。そういったものを取り入れながら、近代化しながら、消防力の向上をお願いしたいなと思います。以上で質問を終わります。

○議長（古川 愛明君） 東梅康悦さん。

○9番（東梅 康悦君） 職員給与費108人ということですが、この108人、1級の消防士から6級の消防監まで6段階に分かれております。先ほどの組織の見直しにもあったように、事務局と消防本部を同列とするという管理者報告であります。であれば、行政職は1級から7級までである。消防職は1級から6級までということで、7級の部分が消防職にはないという現実があります。100人を超える部下を持つ消防長は、はたして行政職でいう次長級でいいのかというところ、私常々疑問に思っています。即答は求めませんが、今後の課題といたしまして、消防長になる職員は、行政職の7級に値するような職位を与えた方がいいのではないかと、私自身思っておりますので、管理者、副管理者、よく考えた上で、今後の対応をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（古川 愛明君） 遠藤幸徳さん。

○8番（遠藤 幸徳君） 今年ラグビーワールドカップが開催されるわけですが、その警備体制について、1万6,000人が観客動員されるわけです。そのほかに関係者、人々がその周辺に一堂に会するわけでございます。有事の際に緊急を要するわけでございますが、その警備体制について具体的な事例、事例といえればおかしのですが、体制について答弁できるものがあれば、お願い

したいと思いますが。

○議長（古川 愛明君） 消防次長。

○消防次長（金野 裕之君） はい。消防体制についてという御質問でございますが、現場の方に、スタジアム会場の方に、会場待機隊というような形で配備いたします。さらに予定ではございますが、変更等、今後県の方なりと協議して変更があるかもしれませんが、現段階の計画では、大槌消防署の方に警戒区域待機隊という部隊を配備予定となっております。

さらに、遠野の消防署の方に、応援隊という形で、救急の部分と救助消防隊を遠野の方にも待機させるという予定で、今現在は計画を立てております。

○議長（古川 愛明君） 遠藤幸徳さん。

○8番（遠藤 幸徳君） 大会は実行委員会の指示のもと、いろいろな縛りがあるわけですが、警備についても実行委員会の傘下に入るのかどうか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思いますし、それから一番気になるのが、大会中に怪我があったり有事のことが考えられますが、防災ヘリというものをあの周辺に配備するのか、7月にもプレ大会があるわけですが、プレ大会にも同様のシステムで臨むのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 愛明君） 消防次長。

○消防次長（金野 裕之君） 警備体制の、実行委員会の下でというようなお話ですが、警戒態勢の際は、警備する際は実行委員会の中での警備になるかと思っております。ただ実際に災害が発生した場合は、警察、消防、それから医療関係、それらが中心となって活動するという形になるかと思っております。

それから、有事の際の防災ヘリの件でございますが、防災ヘリにつきましては、花巻での待機、警戒待機という形になるかと思っております。なお、緊急時のヘリポートにつきましては、現在、できるだけ会場の近くということで、現在では片岸町の公園を緊急時のヘリポートという形で使用できないかということで実行委員会の方と協議しているところでございます。

それから、7月のプレ大会につきましても、本番同様の警戒態勢をとるという予定で、現在県の方と協議中でございます。

○議長（古川 愛明君） 遠藤幸徳さん。

○8番（遠藤 幸徳君） ぜひ万全の態勢で臨んでほしいと思います。

それから、ラグビーからちょっと離れますが、数字の面で、29年度の決算書を出てくるときに見てきたんですけども、庁舎の管理費と機器の管理費、庁舎の管理費が2,400万ほど、それから機器管理費が2,400万ほど、29年度の決算書から見ると2割ほど増加の傾向にあるんですが、こういった傾向で行くのかどうか、なぜこういったことになっていくのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 愛明君） 消防次長。

○消防次長（金野 裕之君） 庁舎管理費と機器管理費の増加、昨年度と比較しての増加についての御質問かと思っておりますけれども、庁舎管理費につきましては、大槌消防署が建設から3年、釜石消防署が建設から5年が経過いたします。その辺の関係でですね、シャッターの点検とか自動ドアの点検とか毎年やるほかに、シャッターのバッテリーの交換とか維持管理の部分で5年なり経過しますと、5年点検、3年点検というものが出てまいります。その辺で庁舎管理の方は増額の部分が出てきているものと思っております。

それから、機器管理の方につきましては、こちらと同じくですね、指令室に关します指令

装置のバッテリーの交換とかですね、そういう消耗品的な部分とかの交換が必要になっております。そのために、こちらも同じく増加という形に、増額という形になっております。

○議長（古川 愛明君） あとございませんか。
及川伸さん。

○11 番（及川 伸君） 常備消防費、職員採用試験経費に関連してお伺いします。先ほど管理者の方からも報告があったとおり、新年度から初の女性の消防職員が誕生することとなっているということで、大変今後消防運営をやっていく上で、職員の内部でも活性化するし、対外的にも子どもや高齢者に対してもいろんな柔軟な対応ができるなどと思って、大変いいことだなあと聞いておりましたが、そこでお伺いしたいことは、今後の女子の職員の採用計画をどのように考えているのかというのがまず一つと、それから今行政事務組合では 108 人体制でまわしていると思いますが、将来的な女子の適正人数、これをどのように考えているのか、この 2 件についてお伺いします。

○議長（古川 愛明君） 消防長。

○消防長（菊地 秀明君） はい。4 月から女性の職員が 1 人ということで、今後我々としても随時女性が増えてくることを期待しております。ただ今までなかなか女性の方が試験を受けに来ていただけなかったということで、積極的に我々としてしましても、大学の就職説明会に参加して、釜石でも消防職員、女性を採りますよという形とか、各専門学校にも赴いて要項を配布、また市内の学校にも配布するなど、女性を採用してますと伝えるようにしながら、今後受験者を増やしていきたいと考えております。釜石の消防本部としましても、女性は 32 年までに 2 名の確保ということを目標値にして進んでおります。

○議長（古川 愛明君） 及川伸さん。

○11 番（及川 伸君） 108 名に対してはどのくらいの人数が適正化というのを、もう一度お伺いしたいのと、それから、28 年度でしたっけ、大槌消防署が新設されて、源水地区に建設されたわけなんですけど、その落成の際に内覧会があって、館内を一通り見させていただいたんですが、その時に気付いたことなんですけれども、女性職員が休むところがない、トイレがないというのがあったので、これは採用しても不備じゃないのかなということを感じたわけなんですけど、その辺の対応をこれからどう考えるのかということが一つ引っかかったので、その辺の事情をお知らせ願えればと思います。

○議長（古川 愛明君） 消防長。

○消防長（菊地 秀明君） はい。女性職員の割合は、一応 5 パーセントという数字を国の方で示しております。その 5 パーセントの中で釜石の方としましても、先ほど伝えましたように、32 年度までに 2 名を確保したいという目標値を掲げております。

大槌消防署の女性のトイレですけれども、大槌消防署に多目的トイレというものが 1 つあるんですけれども、そこを女性のトイレとして使用するということが計画しておりますが、女性消防職員を大槌消防署に配属するためには、女性の仮眠室を設置しなければいけないということで、建物の中で、倉庫等がありますので、そこを改築しながら、女性専用の仮眠室を作っていくという形をとりたいと考えております。

○議長（古川 愛明君） 及川伸さん。

○11 番（及川 伸君） 最後にですけれども、仮眠室、ぜひ急いで作っていただいて、次の年には大槌消防署にも新職員を配属願えればいいなと個人的に思っておりますのでその辺は一つ

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古川 愛明君） そのほかはないでしょうか。
第5款、消防費の質疑を終わります。

○議長（古川 愛明君） 第6款、公債費の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 第6款、公債費の質疑を終わります。

○議長（古川 愛明君） 第8款、予備費の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 第8款、予備費の質疑を終わります。
以上で、歳出の審議を終わります。

○議長（古川 愛明君） これより議案第13号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第18、議案第14号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。
これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第14号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、平成31年2月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 4 時 53 分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 古 川 愛 明

議会議員 芳 賀 潤

議会議員 遠 藤 幸 徳